

府科事第395号
令和7年3月24日

経済産業大臣
武藤 容治 殿

原子力委員会委員長
上坂 充

使用済燃料再処理・廃炉推進機構の使用済燃料再処理等実施中期計画
の変更について

令和7年3月10日付け20250306資第27号をもって、原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議を踏まえて意見を求められた、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律第54条第1項後段の規定に基づき、使用済燃料再処理・廃炉推進機構から経済産業大臣に変更認可申請のあった使用済燃料再処理等実施中期計画に対する原子力委員会の意見は、別紙のとおりである。

使用済燃料再処理・廃炉推進機構の使用済燃料再処理等実施中期計画 の変更について（見解）

令和7年3月24日
原子力委員会

この度、20250306第27号をもって経済産業大臣から意見を求められた使用済燃料再処理・廃炉推進機構（以下「機構」という。）が変更認可申請した使用済燃料再処理等実施中期計画（以下「実施中期計画」という。）について、原子力委員会は、以下のとおり意見を示す。

原子力委員会が意見を求められている実施中期計画は、昨年12月、日本原燃株式会社（以下「原燃」という。）が六ヶ所再処理施設及びMOX燃料加工施設の暫定的な操業計画（以下「操業計画」という。）を公表、また、本年2月に電気事業者がプルトニウム利用計画（以下「利用計画」という。）を公表したことを踏まえ、本年3月に、原子力発電における使用済燃料の再処理等の実施及び廃炉の推進に関する法律第54条第1項後段の規定に基づき、機構から経済産業大臣に対して計画変更の認可申請がなされたものである。

今般の実施中期計画には、2025年度から2027年度の3年間における再処理及び再処理関連加工の実施場所、実施時期及び量が記載されている。

実施場所については、原燃の六ヶ所再処理施設及びMOX燃料加工施設となっている。これらの施設及び関連する施設はいずれも国際原子力機関（IAEA）の保障措置活動の対象とされている。

再処理の実施時期及び量について、六ヶ所再処理施設は2026年度中の竣工を計画しており、操業計画では、2027年度に70トンの使用済燃料を再処理して、0.6トンのプルトニウムを回収する計画となっている。また、再処理関連加工の実施時期及び量について、MOX燃料加工施設は2027年度中の竣工を計画しており、操業計画では、2030年度からMOX燃料の加工を開始する計画となっている。

一方、電気事業者の利用計画では、仏国で加工されたMOX燃料集合体に含まれるプルトニウムを2026年度に0.7トン、2027年度に0.7トン消費する計画となっている。

再処理からプルサーマル炉での照射までに要する期間を考慮すると、六ヶ所再処理施設及びMOX燃料加工施設の稼働初期において、一時的にプルトニウム保有量が微増する場合が想定されるが、将来的に同保有量が減少する見通しが示されることが重要である。

以上を踏まえ、原子力委員会としては、今般の実施中期計画を経済産業大臣が認可するに当たっては、原子力の平和利用やプルトニウムの需給バランス確保の観点から、機構をはじめとする関係事業者に対して、以下の点について必要かつ適切な指導を行うよう求める。

- ① 再処理による回収を実際に進めていくに当たっては、「我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方」(平成30年7月31日原子力委員会決定)を踏まえ、透明性を確保しつつ、国内施設で回収するプルトニウムの確実な利用とプルトニウムの需給バランスを踏まえた再処理施設等の適切な運転の実現に向けて最大限の努力を行うこと。
- ② 今後、具体的な取組の進捗に応じて、実施中期計画の見直しが必要になった場合には、適宜・適切に行うこと。
- ③ 昨年4月、機構は新たに廃炉推進業務を担うことになったが、引き続き機構及び原燃は適切な役割分担及び実施体制の下、安全確保を最優先にして、効率的・効果的に再処理等業務を進めること。
- ④ 六ヶ所再処理施設及びMOX燃料加工施設の安全かつ順調な操業に向けて、原燃は、安全確保を最優先に適切な工程管理を行うとともに、技術的知見の蓄積・承継に取り組むこと。また、必要に応じて、電気事業者等は十分な技術的・人的支援を行うこと。

以上